

〈特別掛金とは〉

基金の仕組みは、皆様から基金掛金(代行分と加算分)を預かりし、これを年金資産として国内外の株式や債券で運用して老齢厚生年金の一部に基金独自の加算年金を上乗せして年金として支給します。

この基金年金のうち代行分は老齢厚生年金の一部を国に代わって支給するものであり、したがって給付の原資となる代行分年金資産の運用利回りは国と同じであることが必要です。

また、加算分年金資産は基金独自の給付水準に見合った運用予定利回りを定めており、これを達成することが必要です。

このように代行分および加算分とも目標とする予定利回りを設定していますが、世界経済は様々な要因で目まぐるしく動いており、これに伴い資産運用環境にも大きな変動があります。

特にこの十数年の運用環境を見るとアメリカでは同時多発テロあるいはリーマンショックがあり、ヨーロッパではギリシアの財政破たん、また日本では失われた20年と言われる経済の低迷あるいは東日本大震災等の大きな出来事が重なり、極めて厳しい状況が続きました。

この結果、年金資産の運用予定利回りを達成できない状況が続き、当基金では値動きの大きい株式運用を出来る限り少なくする等の努力を重ねて来ましたが、それでも「不足金」が発生してしまいました。

現在の不足金額は昨年3月末の時点で約31億円あり、これについては「特別掛金」を設定し毎月1000分の5ずつ残り約18年半をかけて分割返済しているところです。

したがって、任意脱退は分割返済を途中で離脱することになるため、不足金のうち当該事業所の相当分を一括返済していただく必要があります、これが「任意脱退に伴う特別掛金」です。

なお、特別掛金の額は前年度の年金資産の運用状況によって大きく異なるものであることを予め御承知おきください。